

旅行命令等の権限の再委任について

警察庁旅費取扱規則（昭和39年総理府令第11号。以下「府令」という。）の一部改正に基づき旅行命令等の権限が部局長に委任されることに伴い、国費をもって支弁する旅行命令等について次のように定め、平成7年4月1日から施行することとしたから誤りのないようにされたい。

なお、「旅行命令等の権限の再委任について」（昭和39年4月1日付け富会第294号）は廃止する。

記

1 旅行命令等の再委任

府令第4条第2項に基づき、国費支弁する旅行命令等の権限を、次のとおり再委任する。

(1) 職員の旅行

旅行命令権者	旅行命令を受ける者
部長 （富山県警察の組織に関する規則（昭和58年公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第5条に定める部長）	部長を除く部内の所属長以上の職にある職員
課長、室長、隊長、所長及びセンター長 （規則第7条に定める課長、室長、隊長、所長及びセンター長（以下「課長等」という。））	課長等を除く所属の職員
校長 （規則第12条に定める校長。）	校長を除く職員及び学生
署長 （規則第19条に定める署長）	署長を含む署員

(2) 職員以外の旅行

旅行命令権者	旅行命令を受ける者
課長等、校長、署長	職員以外の者

2 旅行命令等の代理

1に掲げる旅行命令権者が、事故のためその職務を行うことができないときは、府令第4条第4項に基づき、当該旅行命令権者から指定を受けた官職にある者に代理させるものとする。この場合において、旅行命令権者の代理者届出書（別記様式）により警務部会計課長に通知しなければならない。

※ 別記様式省略